

# 気づいたら、 あなたのお金が 他人のもの。

あら、  
すぐに手続き  
しなくっちゃ!

被害者は還付の手続きをしていると  
思い込んでいるが、  
実際は相手口座への  
振込み手続きだったのだ。。。

## 還付金詐欺にご注意!!

こんな言葉に要注意!!

税務署の者です。  
税金の過払いがあり  
ます。返金しますので  
コンビニのATMに  
行き、こちらの指示通  
りに操作して下さい。

年金の差額請求の  
手続きが未了です。  
今から支払うので、  
30分以内に最寄  
のATMに行って  
下さい。

**ATMでの還付はあり得ません!**  
指示通りに操作すると、自分の口座から  
相手の口座へ送金してしまいます。  
「お金が返る」と油断しないで!!

- 「ATMへ」と言われたら、  
詐欺だと疑う。
- 一人で対応しない。
- おかしいと思ったら  
すぐ相談!!

千葉県消費者センター **047-434-0999**

千葉県警察本部 相談サポートコーナー **043-227-9110** (短縮ダイヤル#9110)

※もしくは最寄の警察署へご相談下さい。

千葉県・千葉県警察本部



# 悪質業者の催眠術にかかってはいませんか？

今日だけ特別!

「無料」や「お買い得」な商品に惑わされて、最後には非常に高額な商品を買わされる…。  
「今日はいいもの買って、得したわ!」と思っているあなた、本当にだまされてはいませんか…?

無料で進呈!

本日は特別に  
このミネラルウォーターが無料です!  
欲しい人は手を挙げて!!



来てよかったわ!

今日は50万円の布団が  
半額ですよ…  
今すぐ契約しましょう…。



お得ね。

やめたいけど怖いわ…。

## こんな時 クーリング・オフ、できるんです。

000-0000

クーリング・オフとは、契約を無条件で解除できる制度です。

原則として、訪問販売など店舗以外の場所で契約したときにクーリング・オフできますが、上記の例のように、会場で日用品や雑貨を配り興奮状態にして高額な商品売りつける場合も該当します。

契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフができます。右の記入例のように書面で通知を出しましょう。

クーリング・オフ期間を過ぎてもあきらめないで相談を!

契約解除通知

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社名 〇〇〇〇株式会社

〇〇〇〇営業所 〇〇〇〇氏

右記日付の契約は解除します。なお、支払い済みの〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇

氏名 〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社 代表者 〇〇様

★両面をコピーし保管しましょう。★郵便局から配達記録で出しましょう。

### <県内各市消費生活センター>

センターの設置されていない市町村でも、相談を受け付けているところがあります。詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。



困ったときは、お電話を!!

- 千葉市消費生活センター 043-207-3000
- 銚子市消費生活センター 0479-24-8194
- 市川市消費生活センター 047-334-0999
- 船橋市消費生活センター 047-423-3006
- 木更津市消費生活センター 0438-20-2234
- 松戸市消費生活センター 047-365-6565
- 野田市消費生活センター 04-7123-1084
- 成田市消費生活センター 0476-23-1161
- 佐倉市消費生活センター 043-483-4999

- 習志野市消費生活センター 047-451-6999
- 柏市消費生活センター 04-7164-4100
- 市原市消費生活センター 0436-21-0999
- 流山市消費生活センター 04-7158-0999
- 八千代市消費生活センター 047-485-0559
- 我孫子市消費生活センター 04-7185-0999
- 浦安市消費生活センター 047-390-0030
- 四街道市消費生活センター 043-422-2155

千葉県消費者センター 〒273-0014 船橋市高瀬町66-18

消費生活相談 047-434-0999 個人情報保護相談 047-431-3827

受付時間：月～金 午前9時30分～12時 午後1時～4時（土・日曜・祝日・年末年始はお休み）